

景観まちづくり刷新支援事業 事後評価実施要領細目

第1 評価の対象とする事業の範囲

都市再生推進事業制度要綱第1条の2第13項に規定する景観まちづくり刷新支援事業とする。

第2 評価を実施する事業

1 「事業完了」の定義

原則として、国庫補助事業が完了した時点とする。

2 「事業単位」の定義

原則として、事業採択を行う際の「モデル地区」を一つの事業単位とする。

第3 評価の実施及び結果等の公表

1 評価の実施手続

(1) 事後評価の実施主体

事業主体が事後評価を実施する。

(2) 事後評価の実施時期

事業完了後5年後の年度末までに実施する。

(3) 評価に係る資料

評価に係る資料は、次に掲げる内容を整理した資料とする。なお、必要に応じ、資料の追加等ができるものとする。

①事業概要

②別に定める事後評価項目・内容の確認に必要な資料

(4) 改善措置の実施主体

事業主体である地方公共団体が改善措置を実施する。

2 評価結果等の公表方法

国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領第4の2に規定された「対応方針等の公表」の方法は閲覧等によるものとする。

第4 評価の手法

評価は、別に定める事後評価項目・内容を用いて行うものとする。

第5 施行期日

本細目は、平成30年3月14日から施行する。